

## 学長選考会議議事要録

1. 日時 平成21年2月16日(月) 13:00~14:20
2. 場所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 石戸谷, 岡井, 小田切, 石堂, 昆, 佐藤, 和田, 藁科, 須藤の各委員  
欠席者 櫛引, 小川, 加藤の各委員  
事務局陪席 江羅総務部長, 青山総務課長, 亀谷総務課長補佐, 長澤総務・秘書G係長

#### 4. 配付資料

- |     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 資料1 | 平成21年 学長候補者選考 実施日程(案)             |
| 資料2 | 国立大学法人弘前大学学長選考会議規程(案)             |
| 資料3 | 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程(案)            |
| 資料4 | 国立大学法人弘前大学学長解任手続規程(案)             |
| 資料5 | 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則(案)        |
| 参考  | 国立大学法人法(抜粋)第12条                   |
| 参考  | 学長選考会議委員の任期一覧                     |
| 参考  | 写 国立大学法人法コンメンタール11~12(文部科学教育通信より) |

◎ 議長から, 前回会議(1月20日)の議事要録(案)について確認され, 異議なく了承された。

#### 5. 審議事項

##### 議題1 学長選考規程等の見直しについて

佐藤議長から, 資料1を基に, 4月からの選考に際しての参考として学長選出に関するスケジュールについて提示され, 了承された。

次に, 議長から, 前回会議での審議内容について, 資料2から資料5のとおり規程案にまとめたとの発言があり, 事務局から条文の説明の後, 順に検討を行った。

##### ・ 学長選考会議規程(案)第3条(組織)について

議長から, 学長選考会議委員としての理事指名の方法に関して, 学長選考会議規程(案)第3条第1項第3号に「学長選考会議の議を経て」と入れることについて提案があり, 了承された。

・ **学長選考会議規程（案）第5条（議長及び副議長）について**

議長から、学長選考会議規程（案）第5条第4項について、議長の任期が到来し一人だけ欠員となった場合に副議長が代理を務められるよう「議長が欠員となったときは」を追加するとの提案があり、了承された。

・ **学長候補者選考規程（案）第7条（学長候補適任者の選考）について**

議長から、学長候補適任者を公表する前の段階で、学長選考会議は、当該候補者が候補者として適任であるかをチェックする必要があるのではないかとの考えから、新たに学長候補者選考規程に第7条に学長候補適任者の選考について規定することについて提案があり、下記のとおり意見交換した。

- 学内から推薦された学長候補適任者を、学長選考会議が選考の結果、不適任と判断する可能性があるということか。
- 有り得る。学長候補適任者として推薦されてきた人を学長選考会議が選考したうえで、必要ならば学長選考会議から適任者を推薦するということになる。
- 推薦されてきた人を学長選考会議が適任者ではないと判断することもあるということ的前提に、どのように選考するのが一番の問題である。国立大学法人法の第12条第7項では、学長の選考は人格が高潔で云々の中からとあるが漠然としており、これに合致するのか、合致しなければ選考から除外するのかということを考えている。ということは、本学におけるあるべき学長像、このような人物でなければということ学長選考会議で決めておかなければ、この選考はできない。
- その点については、共通理解は得られていると理解している。法人法第12条第7項に加えどのような人物を選ぶのかということを示しておく必要がある。条文には、可能性として入れておいた方がよいというのが提案の趣旨である。
- 選考の意味のとり方が人により違うことがないだろうか。ある種の一次チェックである。取捨選択のうえ場合によって選考会議が適任者を新たに推し、学内からの推薦者が全て相応しくないと判断するということはいかがであらうか。
- 万が一、学長候補適任者として全く相応しくないような人が推薦された場合には、その人を候補適任者からはずすということである。
- 法人法第12条第7項を具体化しないと論議が進まない。
- それを明確にしておけば、もし投票の対象としなかった場合に説明は成り立つ。
- 事前に、学長として望ましい人物像を示す。固定的でなく、その時々的情勢に応じた希望を示すことが重要である。
- それでよいと思う。法人法第12条第7項も、能力を有する者のうちからという表現になっており、全てに10点満点が必要ということではない。そのような理解で第7条を入れるということである。
- 学長選考会議が不適任と判断するのは、10人で推薦した側からみると蹴られた

ということで、なぜなのか理由を聞きたいだろう。その配慮をしておかなければならない。候補適任者の公表の際にその理由も含めなければならない。

- 稀なこととは思いますが、10人が推薦する時に学長に相応しくない人が出てくる可能性があるというのは、部局での評価はよくても、本部にしてみればなぜと受け止められるような候補者が推薦された場合である。本部で何が起きているのか部局にほとんど情報が伝わらないこともなきにしもあらずで、推薦された候補者が、学長選考会議から、なぜこのような候補者を推薦してくるのだと受け止められる可能性がある。
- 学長選考会議は、説明責任を十分果たさなければならない。選考するならそれなりの理由を明確にした上で果たしていかなければならない。
- であれば、そのような人は、辞退することだろう。  
以上の意見があり、学長候補者選考規程（案）に第7条（学長候補適任者の選考）を置くことについて、了承された。

- ・ **学長候補者選考規程（案）第8条（学長候補適任者の選考）について**

議長から、学長選考会議による学長候補者の推薦ができるとの規定は、投票資格者からの推薦と性格を異にすることから別に条立てし、第8条とすることについて提案があり、了承された。

また、同規程第8条第2項の学長選考会議による推薦を行う場合の手続きは、本人の承諾のみでよいのではないかとの提案があり、了承された。

- ・ **学長候補者選考規程（案）旧第6条第7項について**

議長から、その他学長候補適任者の推薦については、学長選考会議が別に定めるとの規定は第16条と同内容のため、削除することについて提案があり、了承された。

- ・ **学長候補者選考規程（案）第9条（学長候補適任者の公表）について**

議長から、学長選考会議規程（案）第9条第3項について、学長選考会議委員が、学長候補適任者となったときは、学長選考会議委員を辞めてもらうことを明記する必要があるとの提案があり、了承された。

なお「資格を失う。」との文言については、より適切な表現の検討をすることとした。

- ・ **学長候補者選考規程（案）第10条（学内構成員の意向調査方法）について**

議長から、学長選考会議規程（案）第10条第1項の、学内構成員の意向調査方法に関して、現在は「意向投票を行う。」との条文であるので投票は必ず実施しな

ければならないが、様々な事態を想定した場合、例えば学長候補適任者が1人しかいない場合に投票を行うと、実質の信任投票になってしまう懸念もあるので、推薦された学長候補適任者が1人であって学長候補者に相応しいと認められれば、投票をあえて行う必要がないので投票を行わずにすむよう「意向投票を行うことができる。」としたほうがよいのではないかとの提案があり、了承された。

・ **学長候補者選考規程（案）第14条（学長候補者の決定）について**

議長から、学長候補者選考規程（案）第10条第1項で意向投票を「行う」から「行うことができる」に変更することと整合性をとり、また、学長選考会議が学内意向投票の結果に必ずしも拘束されぬよう、同規程（案）第14条第1項の「学内意向投票の結果を踏まえて」を削除してはいかかとの提案があり、下記のとおり意見交換した。

- 意向投票を行わない場合もあるので、「踏まえて」との表現にしておくわけにはいかないのではないか。
- 「踏まえて」を削除してしまった場合、投票資格者は投票の意欲が沸くだろうか。投票を実施しないことも可能であるのに、学長選考会議が投票を実施すると決めた場合、その結果を無視するのはいかながなものだろう。
- 少なくとも、投票を実施したうえでその結果と矛盾するような選考が最終的に行われた場合、学長選考会議は説明責任がある。そのような場合、選考に際して事前に明確にした基準と照らし合せて説明できなければならない。
- 第10条第1項を「意向投票を実施することができる」に変更する趣旨が、候補者が一人しかいない時には投票を実施する必要がないということであることを、皆に理解されていけば支障ないのではないか。
- だが、表にでるのは条文だけであるので、複数の候補者がいても投票が行われないう可能性も出てくる。
- 法人化で、最初の学長選考規程を作る時、本学は学内意向調査を実施するとの考えを大切にしたい。
- 現在までの学長選考会議の議論では、投票結果に拘束されないような表現にする。拘束されては困るという考えがあった。学内構成員の意向を聞くという趣旨は、これまでは規程に入っていて矛盾はなかったが、今は、どうするべきかという議論はもう一度出てくる。「意向投票の結果を踏まえて」という表現にすると、投票の結果に左右されることにならないかとの危惧があるのも事実。それともう一つは投票を行わない可能性もあることである。問題は「踏まえて」をどう受け取るかということ。
- 投票をするからには、結果を参考にすることが前提になるだろうと外部の人間は思う。それを逆転させることも可能なのが学長選考会議の権限であるので、その場

合は、学長選考会議の責任で行うことを覚悟しなければならない。

- 「踏まえて」を入れる必要はない。意向投票をしてから学長選考会議が逆転させることも有り得ることは、一般の人には理解し難いだろうから入れないほうがよい。学長選考会議に絶対の決定権がある。ただし、実際には意向投票は行うだろう。行うだろうが規程に文言は入れないほうがよい。規程に文言をいれることによって、例えば投票結果を逆転させて学長候補者を決定した場合、投票結果に配慮も考慮もしていないではないかとの意見が必ず出てくるだろう。常識的に考えて順位は十分に考慮するはずではあるが。皆の意見を聞いておきながら、学長選考会議だけで決定するというのは制度的におかしい。混乱を生ぜしめる。学長選考会議に決定権があるのだと言えば、よく理解していない人は、なぜ意向投票の結果をひっくり返すのかとの疑念を持つだろう。であるので、規程に意向投票の結果を参考になどと載せる必要は一切ない。
- 混乱を起こさないことが重要ということか。
- 意向投票を実施しない場合もあることなので、「踏まえて」を入れない形でよい。
- 法人法自体が無理の有る制度設計であると思う。各大学が意向調査をどういう形に取り込もうかと、苦肉の策で折衷策にしている。折衷策にふさわしい形にするのがよいと思う。
- 確かに無理はある。自由に定めてよい、選考会議が決めてよいとしていながら、大学がそのようになっていないというように。
- 制度を作るときに、学外者の意見を重視するといっているながら、学内の状況がわからない人が全部決めると困るから、理事を入れてよいなどと、制度自体に抜け道がある。
- 委員の多くが残すとの意見であるので削除せず残すこととする。次に字句について検討する。「踏まえて」は強すぎるのではないかと思うが。踏まえてか、参考か、配慮か、考慮か。
- この会議の意向では、参考がよいのではないか。この会議で主導権をもって決定するわけだから、参考となるだろう。
- 投票資格者は、投票結果で学長候補者が決定するわけではないということを、おおよそ理解していると思う。理解しているのと、投票した結果がひっくり返ると気に入らないのは別だとは思いますが。学長選考会議が決めるというのは、ある程度全国の騒動が報道されているので、制度について理解していることと思う。

以上の意見があり、学長候補者選考規程（案）第14条第1項は、意向投票を実施した場合には結果を参考とするという表現になるよう、文言を整理することについて、了承された。

併せて、学長候補者選考規程（案）の第6条第1項、第10条第3項、第11条、第12条、第13条、15条及び16条、学長解任手続規程（案）の第3条第1項、

第7条第3項及び、学長候補者選考規程施行細則（案）第2条については、条項のずれを整理したものとの説明があり、了承された。

・ **学長選考会議委員の任期と議長選出について**

次に、議長から、参考資料をもとに、選考会議の委員の任期に関して、経営協議会及び理事は学長と任期が連動するが、本学では、教育研究評議員の任期は学長の任期とは必ずしも連動しない。学長選考中に学長選考会議委員の任期がきて交代となり以前からの委員が数人しかいないような場合、それまでに議論した内容が実行され難い可能性もあるので、この際委員の任期と議長選出についてルール化する必要はないだろうかとの提案があり、下記のとおり意見交換した。

- 学長に万が一のことがあった時は、学長代理及び学長事務取扱に関する規程が制定されたので、新学長の就任まで経営協議会の委員は任期が続くこととなった。連動して、経営協議会選出の学長選考会議委員も新学長就任までは任期が引き続くこととなる。
- 経営協議会の委員は学長任期と連動するが、教育研究評議員の委員は連動しないことから、この課題が出てくる。
- この案件は、今まで検討した規程等に盛り込むとのことではなく、明確にする必要があれば学長選考会議の申合せとしてはどうかと考えている。
- 4月には経営協議会選出の5人と教育研究評議員選出の5人で組織し議長を決めることになるが、その際現委員が全員再選されると仮定しても、平成22年1月末になれば、現議長を含め9人の委員の任期が到来することとなるので、その際は誰が会議を招集することとなるのか。会議がリセットされれば学長に招集してもらい、新議長を決めることになるのではないかとのことである。
- 現在は、副議長が委員として残っていれば議長の代理を果たす。極論すれば、副議長さえ残っていればよいことになる。
- 学長が新しく選出されたとき、学長選考会議はリセットされ、それ以外の時は欠員補充という形ではどうか。
- 評議員も、定年や任期到来の際は後任を補充するということか。
- そのような形であれば、評議員選出の学長選考会議委員としてそこで終わり、1年とか2年とか延びるということはないか。一度そこで会議は解散し、新たに立ち上げるということか。
- 実際は難しいだろう。委員がみな辞任するしかないのではないか。
- 新たに立ち上げるとなると、それまでの委員は辞任するものとするとの提案であるか。
- 委員の任期は2年と決まっている。
- 2年の任期がまず前提としてあるかどうか。

- 学長が代わったから全委員が代わるというような制度設計ではないと思う。
- ここでいうリセットとは、新たに議長を選出しなおすとの意味か。
- リセットとは、ここでは、解散して新たに立ち上げましょうとの意味で使っている。一つ、例えば法人法第12条第4項において、学長選考会議議長は互選で選ぶことになっているが、その議長を選んだ委員の半分以上が交代し、議長だけ残っているような場合にその会議は成立しているといえるのだろうか。互選とはお互いに選考するという意味なので、おそらく趣旨は半数以上の人が賛成しなければ成立しないということだろう。皆さんで選んでくださいとのことである。極端な話、議長だけが残り他の全員が交代したような場合、議長を選ぶ母体としてのほとんどの委員が代わったような場合にも、その議長は成立していると言えるのかどうか。
- それは、人が代わったということではなくその役にある者が選んでおり、そしてその選ばれた議長に任期があるということなので、たとえ議長以外の全委員が代わっても、議長の任期に変更はないと思う。
- 現実には、議長は、過半数の委員が代わったがために仕事がしづらいのもう一度選出しなおしてもらいたいというときには辞任し、改めて互選するという可能性はあると思う。

以上の意見があり、学長選考委員の過半数が交代する場合であっても会議は解散したものとは取扱わず、後任委員の補充によって続行すること。議長の任期が到来した場合は、副議長が会議を招集し新たな議長を選出することについて、了承された。

## 議題2 その他

議長から、これまで検討してきた各規程は、教育研究評議会、経営協議会で報告の手続きを行い、最終的に学長選考会議で決定することとなる。新規程の施行に先立ち、現在の学長選考会議はいったん解散し、新規程に基づき改めて経営協議会及び教育研究評議会から委員を選出願うことになるとの説明があり、以下のとおり確認を行った。

- 新規程では、経営協議会からと教育研究評議会から5名ずつ委員を選出してもらい計10名で新たな学長選考会議が構成される。議長を互選し、理事2名を選考して加え、フルメンバーが揃うことになる。
- 議長は、経営協議会と教育研究評議会議長に、委員の選出をお願いしなければならない。
- 規程を新たに制定するので、委員選出の根拠が新しくなるということである。
- ともあれ、委員の構成は4月1日で新しく選出されたメンバーになる。
- 経営協議会と教育研究評議会から5人ずつを新たに選んでもらうので、その際に

現議長が選ばれないことも有り得る。学長が招集して新たなメンバーの中から議長を互選して決めることになる。

- 新規程は4月1日に施行する。今までの学長選考会議は、管理運営規則の中で定められていた組織であったが、それを独立させ学長選考会議が制定する規程となるので、新規程に基づき選んでもらうこととなる。
- 新規程が制定されると、現在の会議は3月末で自動的に解散となり、新たな学長選考会議が構成される。
- 4月1日からは、委員は任期を付して発令される。

以上の情報交換の後、議長から、各規程案の最終的な字句の訂正については議長に一任願いたいとの発言があった。また、現学長選考会議の解散に伴う手続については事務で検討し委員各位に連絡することとした。

以上